



令和6年度 東京都立高島特別支援学校経営計画

校長 石川 拓

本校に通う児童・生徒の人権が尊重されて、一人一人が暮らしたいと願う地域で「自立と社会参加」が実現されることを私たちは願っています。その願いは、国に先駆けて障害を有する子供たちの全員入学を実現するために、本校を創立した51年前から脈々と受け継がれてきたものです。半世紀に渡って取り組み育んできた経営の成果に学び、次の5点を学校経営の中核とします。

- 1 「人権尊重」の精神を体現
- 2 「安全・安心の確保」
- 3 「教育の専門性向上」
- 4 「共生社会の実現」
- 5 「校務改善・学校魅力化」

予測困難な時代にあって、本校が、児童・生徒にとって安全で安心な学びの場であり、本校に関わる全ての人々が希望を描ける場となるように、学校の総力を挙げて経営努力を重ねてまいります。

I 目指す学校

- 教育目標の達成を通して、児童・生徒の人権を守り、その夢や希望をかなえる学校
- 一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた専門性の高い教育を行う学校
- 保護者や地域と共に歩む努力を継続して共生社会の実現に貢献する学校

II 学校教育目標

- 特別支援学校として、校内に在籍する児童・生徒の教育目標を次のように掲げるとともに、地域のセンター校として障害のある児童・生徒への支援を推進する。
- 健康で明るい子
 - 意欲を持ってがんばる子
 - みんなと仲良くできる子

(1) 小学部の目標

【全学級共通】

- ・たくさん体を動かし、基礎体力を養う。

【普通学級・自閉症学級共通】

- ・規則正しい生活を送り、身の回りのことが自分でできる力を育てる。

【普通学級】

- ・いろいろな体験を通して豊かな感情を育み、表現する力やコミュニケーションをとる力を育てる。
- ・友達と協力しながら活動することを通して、社会性を培う。

【自閉症学級】

- ・コミュニケーションの手段を身に付け、表現する力を養う。
- ・友達と一緒に活動することを通して、社会性を培う。

【重度・重複学級】

- ・規則正しい生活を送り、着替え・排せつ・食事など、自分でできることを増やす。
- ・コミュニケーションの手段を身に付け、表現する力を養う。
- ・友達と一緒に活動することを通して、社会性を培う。

(2) 中学部の目標

【全学級共通】

- ・豊かな心と健康でたくましい体を育てる。

【普通学級・自閉症学級共通】

- ・基本的生活習慣の確立を図る。
- ・社会生活に必要な基礎的知識・技能を培う

【普通学級】

- ・友達との関わり合いを豊かにし、みんなと活動できる力を育てる。

【自閉症学級】

- ・自分のすることや役割を理解し、見通しをもって、みんなと活動できる力を育てる。

【重度・重複学級】

- ・生活に必要な基本的な知識・技能を培う。
- ・生活経験を広げ、社会参加に必要な力を伸ばす。
- ・身近な人との関わりを楽しみながら集団活動に参加する態度を育てる。

Ⅲ 中期的目標と方策

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の趣旨に則り、学校教育目標達成のための方策を示し、更なる特別支援教育の推進を図る

1 児童・生徒の「人権尊重」や「安全・安心」の確保に関する教育活動の推進

- (1) 人権を尊重し、不適切な指導の排除といじめ・体罰・自殺ゼロを実現する教育活動を推進する。
- (2) 安全に配慮し、安心して学習や活動ができる教育環境を整備する(老朽化施設の維持、S B安全運行、アレルギー事故防止、様々な緊急時想定訓練、4 S：整理整頓青紫清掃の徹底、B C P：事業継続計画策定、地域の関係機関と連携した防犯・防災に対応した体制整備)。
- (3) 医療的ケアの安全な実施体制構築と医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育活動の制限を低減していく。
- (4) 知的障害特別支援学校における「医療的ケア」と「医療的ケア通学専用車両」運行の実施体制安定化に関する知見をまとめ発信することで、インクルーシブ教育システムの実現に貢献する。
- (5) 感染症と共にある時代の新たな学校運営の構築を進める。
- (6) サービス事故ゼロを実現する。

2 個に応じた「専門性の高い教育」を推進する

- (1) 保護者と協働し、外部専門家やアセスメントを活用した根拠に基づく個別指導計画を作成し、個に応じた指導を行い、指導方法を工夫する。
- (2) 保護者、教育、医療、福祉等の関係機関と連携し、障害等に応じた学校生活支援ファイルの作成・活用を推進することで、将来の自立と社会参加につながるキャリア教育を行う(就学前施設や高等部設置校との連携を行い、円滑な移行を実現する)。
- (3) 教育課程全般において障害等に応じた適切な学習経験を積み重ねられるようにし、自分に可能な方法でやり遂げようと主体的に行動する意欲を育み、自己肯定感を高める。
- (4) G I G Aスクール構想、東京都教育ビジョン(第4次)および「未来の東京」戦略に基づき ICT 機器・デジタル技術・AAC(拡大代替コミュニケーション)の知見や各種支援技術を積極的に導入して、学習上または生活上の困難さを低減あるいは補い、指導の充実を図ると共に、児童・生徒の生活の質を向上する。
- (5) 都指定研究「知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究」3年次を推進し、カリキュラム・マネジメントの視点から教育課程を見直す。各教科等のつながりや個別の課題を明確化した指導方法等の開発と社会に開かれた教育課程の編成を行い、成果の発信を行う。
- (6) 「学校2020レガシー」を教育課程に位置付け、障害等に応じた教育活動として継続・発展させる。
- (7) 障害等に応じた芸術教育の内容や指導方法を研究し、児童・生徒の豊かな心を育み、音楽や美術を通じた地域交流や発表の機会を確保する。校内においては児童・生徒の作品を掲示し、学習意欲を高めていく。
- (8) 図書室や蔵書整備、言語学習環境整備を図り、児童・生徒の認知やコミュニケーション指導を充実する。
- (9) 年間保健計画に基づいた児童・生徒の健康の保持増進や食育を通じた健康づくり等の取組みと、保健体育や家庭科や学級活動等の学習と関連付け、より効果的に学習成果を上げられるように取組みを推進する。
- (10) 自閉症の障害特性に応じた「社会性の学習」や認知学習の指導充実を図る。
- (11) 児童・生徒の実情に応じて、外国語や外国文化に触れる機会や経験を重視した外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。外国人英語等教育補助員を活用した教育活動の工夫・開発を推進する。

3 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域から信頼され、「共生社会」の実現に貢献する

- (1) 板橋区、練馬区の特別支援教育の専門性向上に貢献するため、各区の特別支援教育関連事業への積極的な

参画を継続できる人材育成と校内体制整備を推進する。

- (2) 地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校に在籍する障害を有する幼児、児童・生徒への相談・支援・情報提供を組織的に行える体制を整備する。併せて、適正就学を推進する。
 - (3) 学校間交流や共同学習、地域交流事業の見直しと再計画に取組みの形骸化を防ぎ持続して成果を得られるようにする。
 - (4) 副籍制度における交流活動の充実を図る。
 - (5) 共生社会の実現に貢献するため情報発信の方法と質と量の改善を図る。ホームページやX(旧 Twitter)、校内外の掲示板や各種イベント等での情報発信、各種通信等の記事内容、公園等の公共施設を活用した情報発信等を組織的計画的に展開する。
 - (6) 都立特別支援学校活用促進事業を通して都民の財産である本校施設を広く都民に開放する体制を整備する。
 - (7) 放課後等デイサービス事業所や福祉関係諸機関等と連携し児童・生徒の地域での生活の質向上に寄与する。
- 4 予測困難な社会に対応して学校組織の活性化・効率的な学校運営等の「校務改善」「学校魅力化」に取り組む
- (1) 学校運営組織と会議方法等を常に見直し、確実な情報共有を基に意思決定を行える組織づくりを推進する。
 - (2) 主任教諭層の資質・能力・意欲を高める人材育成を推進する。
 - (3) 経験年数の少ない教職員への基礎・基本を伝承する育成体制を構築する。
 - (4) 「学校における働き方改革推進プラン」に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスを推進する。
 - (5) 学校施設設備と備品等の安全点検を行い、4S（整理・整頓・清潔・清掃）を実行できる仕組みを作り、予算の効率的・効果的執行と、安全・安心な学習環境整備を実現する。

IV 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策【数値目標】

1 学校経営計画の理解充実・周知徹底(計画設定の背景、理念、方法の共有)

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：80%以上

- (1) 教育目標と教育内容を達成する方策を学校経営計画に記載して関連を整理
- (2) 学校経営の理念・具体的方針・進捗状況を学校関係者が共有できるように情報発信を継続する
学校日より、学年日より等の各種通信、学校ホームページ、X(旧 Twitter)等で発信する。
年間を通じて学級担任・学年教員から教育活動に関する情報を継続発信できる体制を構築する。
毎月のPTA役員との打ち合わせ、教職員には毎日の職員朝会、毎週の企画調整会議、毎月の職員連絡会で周知する。外部委員を招聘する諸会議等でも随時学校経営方針や進捗状況等を説明する。

2 児童・生徒の「人権尊重」

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：90%以上

(1) 児童・生徒に対する年齢相応の対応・指導に転換

①呼称には「くん」「さん」をつけて呼ぶ ②TPOに応じて身だしなみを整える ③サニタリーグッズの取扱いや着替えの際に人目に触れないよう配慮する ④文部科学省著作教科書「☆本」を活用する(生活単元学習・日常生活指導等) ⑤全ての教育活動において、活動内容・イラスト・教材・言葉掛け・文章表現・各種通信等、年齢相応であるかを常に検証し見直す

(2) いじめ・体罰・自殺・虐待・性加害防止

①組織的防止体制

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」(平成26年7月)に基づいて作成した「学校いじめ防止基本方針」「いじめ総合対策(第2次・一部改定)」を活用して、年三回のいじめ防止アンケート実施だけでなく、毎週企画調整会議に引き続き「いじめ・体罰・自殺防止会議」を行い、早期発見、未然防止に努める。

②校内外の支援の機能化・迅速化

要支援案件の組織的状況把握と「情報共有」から「行動」への転換を積極推進する。福祉・防犯等の関係機関連携を躊躇せず行い、児童・生徒が安心して「学ぶ機会を継続持続できる」ように支援を計画実施する。

(3) 児童・生徒のロールモデルとなる教職員集団の育成・モラル向上

①教職員行動指針を策定する

学校経営計画策定に合わせて策定・周知・活用開始し、児童・生徒がよりよい人的環境で学習できるようにする。全校保護者会、ホームページにて公開・説明する。

3 「安心・安全」な学校づくり

防災・防犯・学校事故対策

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：90%以上

(1) 老朽化施設の維持管理・整備、学びやすい環境整備

- ①児童・生徒の安全確保を図るため、学校保健安全法に基づいた施設・設備の安全点検を行う。
- ②安全のための整備や修繕は最優先事項として対処し必要に応じて東京都教育委員会と連携して対応する。
 - ・大規模改修に備えて、他校等の施設・設備視察を計画し実施する。 ※東京都の計画によって変更あり
 - ・クリーンデスク・校内環境整備日を毎月設定し、4S：整理・整頓・清潔・清掃を徹底する。

(2) 危機管理体制整備、安全教育の充実

- ①月ごとの各種訓練を実効性のある内容・方法に刷新する。
防災教育推進委員会や、学区防災担当者、消防、警察、町会等の助言を活用する。
- ②『「SOSの出し方に関する教育」を推進するための資料』（平成30年2月）DVD「自分を大切にしよう」を活用し、発達段階に応じて適切な援助を求める行動ができるように指導する。
一人通学練習を実施する際には指導を必須とする。

(3) 事故の未然防止策の周知徹底

- ・年度初めに前年度の事故・インシデント・アクシデント事例と事故の未然防止策を確実に共有し、事故ゼロの取組みに対する危機意識を高める。
- ・次の事項については学期ごとのシミュレーション訓練を必須実施とし、必要時にも随時行い、事故防止のための手立ての周知徹底と危機意識・当事者意識の維持向上を徹底する。

「SB乗降確認」「アレルギー事故防止」「緊急時対応(EMコール)」「水泳指導時のAED操作」

(4) 福祉避難所(二次避難所)協定の詳細を策定する

年度内に板橋区防災担当部署と協議し、大規模震災等の発災時の校舎提供プランの協議と、二次避難所として学校施設開放後の教育再開までのBCP(事業継続計画)を策定する。

健康保持・感染症予防対策

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：90%以上

(1) 健康保持増進専門性向上

- ①怪我への対処、医療的ケア安全実施、摂食指導、衛生環境保持(感染症予防対策含む)に関する専門性向上を図る。年度始め・学期始め等に繰り返し学部・学年単位でルールや手順確認を徹底実施する。
- ②インシデント・アクシデントや不徹底事案等は生活指導部と保健給食部が集約統括し、迅速に状況分析し防止策を講じて教職員に周知徹底、保護者に説明する。
- ③熱中症対策については養護教諭がリーダーシップを発揮し、教育活動の制限や中止を躊躇なく行う。

(2) 調理学習安全実施・校外等再調理環境整備

アレルギー事故防止、刃物や火器使用によるけが防止のため、指導前想定を指導部署単位で徹底する。
令和5年度末に整備した再調理器具の管理方法を令和6年度始めに周知し、衛生管理と安全確保を徹底する。
校外学習等での再調理経験不足に対応した再調理研修を企画実施する。

(3) 学校三師(学校医 学校薬剤師 学校歯科医)を活用する

- ①教室等の環境に係る学校環境衛生基準に準拠した衛生環境維持を継続する。
- ②手洗い・うがい・健康観察の継続、状況に応じたマスク着用励行、感染症罹患者数公表を随時実施する。
- ③感染症拡大局面では教育活動の中段等について、東京都教育委員会や保健所等と協議して機動的に行う。

4 「専門性向上」

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：

教育課程改善に関する評価	：80%以上
ICT・GIGA 端末活用に関する評価	：80%以上
外部専門員活用に関する評価	：90%以上
各種教育計画や日々の指導への満足度に関する評価	：90%以上

(1) 教育課程改善 (研究研修部、教務部、生活指導部が連携して担当)

①カリキュラム・マネジメント推進

教科別の指導と各教科等を合わせた指導の単元配列表を完成させ本校の標準となる教育内容を整理する

担当者が変わっても教える内容が標準化・共通化されることを実現する
都指定研究成果発表を2月に行う。一部教科別の指導を行うことのメリットを全部に発表する

②キャリア教育充実

- ・高等部設置校との教員の往還研修を継続する。高等部進路指導担当者や有識者・福祉施設職員等を招聘して、高等部進学に向けた小学部・中学部での指導内容改善に必要な研修を計画的に行う。
- ・中学部・研究研修部・教科会・外部専門員(学習指導アドバイザー)を連動・協働させて、手作業・ものづくりの割合を段階的に縮減して、オフィス事務、清掃等のサービス作業種へ転換する(2か年計画)
- ・一人通学対象者をリストアップし、保護者依頼による一人通学開始だけでなく学校提案を積極的に示す。

③学習環境整備・構造化

- ・教育環境整備に着手し、教室環境の整備・再構造化や個別対応等を検討して整備する。
- ・指導・支援に用いるピクトグラムなどのシンボルの共有をすすめて、指導方法や使用教材の標準化に着手する。標準化の中にあっても個別最適化された具体的支援についてはこれまでと同様に行う。

④児童・生徒に各学期と前期後期の学習の区切りを分かりやすくするための工夫を検討 年間を通じて検討し、随時改善を図る。

⑤言語教育環境整備・充実

図書充実(デジタル図書含む)・図書室整備・図書館活用促進を行う

(2) スマートスクール実現 ICT・AAC・AT (アシスティブテクノロジー) 積極活用

①「機能化・共有化」

- ・指導方法・教材・学習記録へのデジタル活用の推進、教材・教具情報をホームページでも発信する。
- ・手作り教材の一部をデジタル教材化する。タブレット活用での学びの充実と合わせて実施する。
- ・教育情報部担当者のHCR(国際福祉機器展)あるいは障害者IT地域支援センターへ計画的に派遣する。

②「快適化」「主体性を引き出す指導」

- ・学びやすさ・生活しやすさ・自己決定や意思表示の支援を充実する。
令和5年度に一部機器購入申請済みのVOCA、書見台、ノイズキャンセリングヘッドフォン、タイムエイド等をICT支援員・外部専門員(支援機器アドバイザー・ST・教材制作アドバイザー等)を活用して指導・支援に導入する。これらの機器を効果的に活用するための管理方法を定め、必要な予算措置を講じる。

(3) 科学的で多様な指導

①教材の作成・選定・展開の段階性等に関する指導技術の向上

外部専門員(P.T・O.T・S.T・O.R.T・I.C.T支援・A.A.C活用・学習指導アドバイザー・歯科医・心理士)と学校経営目標を共有し教員の専門性向上を図る。

- ・教材や学習活動のステップアップの想定力・授業のデザイン力向上を図る。
- ・ICT利活用、AACの知見とATを活用して、ボトムアップ型(積み上げ型)指導に偏らない、トップダウン型(目標の即時達成型)指導を導入する。
- ・児童・生徒に今のような学習がどのような指導方法で行うべきかを見極めるために、外部専門員の技術・知見を教員が活用できることを目指す。
- ・教員からの相談型活用のみでなく、経営的観点で、計画介入・計画活用する方法に転換する。
- ・外部専門員活用による個別指導計画検討や指導改善のモデルとなる児童・生徒を抽出して指導助言の経過や成果を発信し共有する。

②「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を参考にした健康づくり、体力向上に取り組む。年間保健計画と関連付けて効果的な学習活動を展開する。障害者スポーツの学習も促進する。

③往還型研修・他校授業等視察

板橋特支との研修の充実、一定の年次や職級や業務担当者に指導教諭模範授業・学校経営支援センターリストによる他校授業等視察・参観を実施する(5月末~6月に前期分の視察割振計画策定し実施する)。

④児童・生徒の主体性・望ましい行動を引き出す指導・支援に転換

外部専門員のミッションにも位置付けて改善を図る。人権の課題としても教員に意識させ「身体接触を伴う強いプロンプト」によって行動等を制限する指導や、「手をつなぐ」支援を多用して主体的な行動を引き出す機会が少なくなるような支援を低減していく。

5 「共生社会」の実現

特別支援教育の説明力向上が共生社会実現の土台と考え、情報発信担当部署を立ち上げ、学校としての情報発信力向上、目的や方法や課題の共有に積極的に取り組む。

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：80%以上

(1) 学年だよりの内容改善と発信強化

学年教員による情報発信充実。以下がテーマの例。

「授業のねらい・指導方法」「教室環境設定の意図」「学年交流」「外部専門員活用」「防災教育」

(2) 学校としての関連事業の発信

①X(旧 Twitter)やホームページ・紙媒体を含めた情報発信の統括と戦略を作成する(発信内容・量・時期の計画を年度初めに策定)。発信内容例は以下のとおり。

「学校間交流 ねらいや手立てと活動の様子」「副籍の充実アイデア」「介護等体験の実施」「教育実習以外の学生の視察見学」「保育士研修」「地域支援・他校支援」等

②4月中にXアカウントについて保護者に周知する。

③Xやホームページで発信できる人材の育成・確保を実施する。

(3) 学校間交流改善

次の3点に着手する

①交流校とねらいや指導方法等を再確認・共通理解

②副籍交流充実のために取り組みや経験を共有・発信

③学校間交流実施時の一部保護者の参観の実施

(4) 既存コンテンツでの本校の地域支援、学校支援の情報発信

学校だより、キャリア支援部発行の各種通信等での情報発信を計画的に実施する。

6 「校務改善」「学校魅力化」の推進

【数値目標】 学校評価アンケートにおける肯定的評価：80%以上

(1) 主幹教諭の統括機能強化・主任教諭による校務運営活性化・全教職員の経営参画

①横断的業務進行を率先垂範する

主幹教諭に学校経営に係る「数値動向一覧」の項目案作成を指示し、学校改革に主体的に取り組ませる

②主任教諭の年間職務目標を明確化

主幹教諭と主任教諭一人一人の年間職務目標の重点を年度初めに示し、目標達成のために主幹教諭と主任教諭のコミュニケーションや、教諭層の育成に計画的・組織的に取り組めるしくみを構築する。

③全教職員を対象に学校経営への積極的な参画を促進

2学期に学校経営に反映させたい「企画書」を募集し、優れた提案は今年度・次年度の経営計画に反映する。

(2) 定例会議設定、校務の進行方法見直し

会議で業務進行するスタイルを改め、主任教諭のリーダーシップの下で教職員間のコミュニケーションや業務進行を活性化。主幹教諭が統括する組織運営とする。

(3) 分掌委員会組織改編(6分掌12業務ライン)

教育情報部を新設し、行事部は教務部の総務ラインに再編成する。分散していた業務を整理・統合する。

(4) 医療的ケア業務の組織化と養護教諭業務支援(知的特別支援学校の学校運営に応じた組織づくり)

人事配置により教員が医療的ケアの業務ライン運営を担う組織に改編する。養護教諭が専門性を生かして指導助言できるしくみに改め学校保健業務の運営に注力できることを目指す。知的障害特別支援学校に適した医療的ケア実施体制を構築し、全都の医療的ケア推進に貢献する。

(5) 働きやすい職場づくり

①東京都アウトリーチ型相談事業や産業医相談を活用して、教職員が職業生活を送る上で感じている悩みの相談や健康相談を行える環境を準備し、心身の健康保持・増進を支援する。

②更なる校務改善を推進のため教育情報部がDXプラン企画推進を統括して実施する。

③都指定「学校業務改革推進支援事業」の特別支援学校モデル校として、委託業者の知見を活用しながら

学校及び教員が担うべき業務を詳細に把握した上で精査し、業務のやり方等の問題点を見極め具体的な改善策を提案し、都内公立学校の働き方推進に貢献する。

④全教員の職員室執務時間を確保

各学部主任・学年主任・教務担当者によって計画し確実に実施する。

⑤主体的な業務整理 1ライン1提案(統括はライン主任)

(6) 学校アイデンティティーの確立

①学校への愛着や誇りの醸成

校章・スクールカラーを活用して、学校関係者が本校への愛着や誇りをもてる取組みを推進する。

②伝統の継承と刷新

- ・個別最適化された圧倒的オリジナル教材を有することを本校の伝統的財産と自覚して、これまでの手作り教材に加えてデジタル教材開発を進める。教材開発の知見の普及のために情報発信を充実する。
- ・地域の小学校・中学校、就学前施設等からの、本校センター的機能（外部支援）への期待と評価の高さに応え続けられる組織体制を維持・構築する。常に取組状況を統括・改善して、計画的情報発信と自校他校のコーディネーター育成にも取組む。共生社会実現に貢献する学校としての評価をより確かなものにする。

③ホスピタリティー向上と4S(整理・整頓・清潔・清掃)徹底

礼節を重んじ、挨拶の励行、適切な案内等を行い、来校者が安心して過ごせるように対応する。退勤時クリーンデスクの徹底、執務環境・校内掲示・玄関(傘立て・下駄箱)等を常に整備する。

⑤教員志望者の育成に貢献

施策として行う育成業務に加えて、大学等と連携した人材育成に積極的に取組む。

⑥異校種人事交流促進

当該教員の経験の蓄積と発信・共有を行う。

令和6年4月1日制定

東京都立高島特別支援学校 教職員行動指針

学校は児童・生徒の**自立**と**社会参加**を実現するために「**学習を積み重ねる場所**」です。
私たちはその責務を全うするために全力で教育活動に取組みます。
予測困難な様々な課題解決のために、学校内外の**多様な人々**への**寛容**さと**敬意**をもって行動し協働します。
信頼され期待される教職員集団であるために**基盤**となる行動指針を定めます。

1 人権尊重

- ・児童・生徒の人権を尊重し、児童・生徒と常に人として対等な立場で接します。
- ・いじめ・体罰の撲滅やサービス事故ゼロを実現します。

2 安心・安全

- ・施設老朽化の中にあって教育効果を高めるための教育環境整備に努めます。
- ・防犯、防災、事故防止に向けた危機管理体制の強化、健康の保持・感染症予防に努めます。

3 個に応じた「専門性の高い教育の推進」

- ・児童・生徒の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように指導上の工夫と支援を行います。
- ・外部専門員等を活用し、指導方法や教材の作成・選定・段階的な指導等に関する指導技術の向上に取組みます。

4 共生社会の実現

- ・特別支援教育のセンター的機能を発揮して地域から信頼され期待される学校を目指します。
- ・児童・生徒の社会参加の機会を広げるとともに、情報発信を組織的・計画的に行って、地域の人々の理解充実に取組みます。

5 校務改善・学校魅力化

- ・児童・生徒への指導にも、自分自身の心にも余裕を持って職務に当たるため、常に業務改善を行い働き方改革推進プランに基づく教職員のライフ・ワーク・バランスを推進します。
- ・本校の良さや特徴を自覚して伝統の継承と刷新と、人材育成に取組みます。